

平成23年度次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 の公募について

平成23年1月14日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成23年度の循環型社会形成推進科学研究費による「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」を公募します。

この公募は、本来平成23年度予算が成立した後に行うべきものですが、補助金交付の早期化のために予算成立前に行うもので、補助金の交付については、平成23年度予算の範囲内で行います。

なお、本補助金は、平成23年度に環境省の他の競争的資金と統合し、新名称（環境研究総合推進費）に変更する予定です。

平成23年度新規課題の公募については、他の競争的資金とは別に実施します。ただし、採択された課題の研究管理等については、統合に伴う制度変更の可能性がありますので、ご了承下さい。

応募に当たっては、公募要領に示す、目的、公募対象、公募区分及び重点テーマに示す研究内容をよく確認したうえで応募するようご注意ください。環境省の他の競争的資金の研究テーマ等を確認し、適切なテーマに応募することが重要です。

なお、例年、本公募と同時に行っていた循環型社会形成推進科学研究費による「循環型社会形成推進研究事業」については、すでに平成23年度課題の公募を終了しています。

本補助金を含む環境省の競争的研究資金については、環境研究技術ポータルサイト (<http://ecotech.nies.go.jp/support/index.html#shikin-t>) や e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>) で随時情報提供されているのでご参照下さい。

★お問い合わせは…★

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当	03-3581-3351（代表）内線6857 e-mail: hairi-haitai@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877（9:30～17:30） 土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）除く

【ご注意】

府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad とする）による応募となります。また、e-Rad への登録と併せて書類等を環境省あてに提出（電子メール、郵送、宅配便及び持参）が必要となります。応募を完了するためには、受付期間内に全ての応募手続きを完了しなければなりません。

また、e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。登録手続きには、通常2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業公募要領

1 目的

本事業は、循環型社会の形成推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募概要

① 公募受付期間

平成23年1月14日から2月18日午後5時まで

※本公募は府省共通研究開発管理システム（以下、e-Radとする）による応募及び必要書類の提出が必要となります。締切間近は申請が集中し、受付処理が滞る事態が生じています。申請は十分な時間の余裕を持って行って下さい。

e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。登録手続きには、通常2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

② 補助金の交付額

予算の範囲内において補助対象経費の50%以下を交付

補助対象経費が500万円未満の研究は対象外

補助金の交付額は3億円以下

(2) 公募対象

公募の対象とする技術分野は以下に掲げるものとします。

1 廃棄物適正処理技術 イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。） ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生、修復技術を含む。） ハ 廃棄物不適正処理監視、修復技術等
2 廃棄物リサイクル技術 生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）
3 循環型社会構築技術 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に係る循環利用設計、建設、生産技術

注：本公募要領でいう廃棄物の中には放射性廃棄物は含まれていません。ただし、クリアランスレベル以下の廃棄物は含みます。

(3) 公募区分について

「重点テーマ」及び「一般テーマ」を設定し、次表の目的で公募します。

重点テーマ	社会的・政策的必要性を踏まえ、循環型社会の形成推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤の整備を効率的・効果的に推進するため（4）のとおり設定しています。
一般テーマ	重点テーマに関わらず、既に実施している（2）に示す公募対象分野ごとに技術開発者の自由な発想に基づく技術開発を目的としているものです。

(4) 重点テーマについて

廃棄物・リサイクル産業などの静脈産業による海外展開に資する、途上国で利用可能な技術実証を重点テーマとして、以下の3つの課題を設定しています。応募の際には、各課題設定の背景と目的を参考に、各課題に合致した具体的な技術開発課題について提案してください。

重点テーマ①「熱利用の推進に関する技術開発」

◇ テーマ設定の背景と目的

一般廃棄物焼却施設における熱利用は低炭素社会の実現のために有効であるが、我が国の一般廃棄物焼却施設で廃棄物発電を行っている施設は約20%、発電効率は約11%にすぎない。また、廃棄物発電を行っている一般廃棄物焼却施設においても未利用のまま捨てられる熱が存在するなど、発電のみならず熱利用を推進する技術また高効率に熱を回収する技術の開発が重要である。

- 廃棄物処理施設における未利用低温廃熱を高効率に回収する技術開発
- ボイラを設置できない規模の焼却炉においても発電による熱利用が可能な技術開発
- 焼却施設周辺地域の熱需要とのマッチングを行い熱の利用を拡大する技術開発

重点テーマ②「廃棄物の収集から処分に至るまでの低炭素化技術開発」

◇ テーマ設定の背景と目的

廃棄物処理分野においても地球温暖化対策を進め、我が国の低炭素社会の構築に貢献するため、これまでリサイクルや各種の処理技術が開発されてきた。新たな技術開発によりこれらの技術を活用し、廃棄物の収集・運搬・再生利用・処分におけるトータルでの温暖化がガスの排出量をさらに最小にするシステムを目指す。

例えば、分別品目に合わせた複槽パッカー車の開発、混合収集物から生ごみ等を高精度で選別する選別技術の開発、省エネルギー型処理施設の開発等、省エネルギーで最終処分量を少なくする処理等、地域の分別状況に合わせた、廃棄物の収集から運搬、再生利用、処分までの低炭素化技術の開発を行う。

重点テーマ③「廃棄物の処理・リサイクル技術の高度化・低コスト化」

◇ テーマ設定の背景と目的

循環型社会の形成及び廃棄物問題の解決に資するため、廃棄物処理・リサイクル技術については、さらなる高度化を推進する。また、市町村等の維持管理コストの低減、海外への技術移転等の観点から、廃棄物処理・リサイクルの低コスト化についても併せて推進していく。

有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する有害化学物質の廃棄物処理施設からの排出抑制を一層図るための処理技術の開発等、有害廃棄物の管理技術についてもこの重点テーマに含めるものとする。

※「重点テーマ」に応募する際は、実施計画書の応募枠記入欄の「重点テーマ」欄に上記の3つの課題の中で該当する課題の番号を記入してください。

3 対象とする技術開発

循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発とします。また、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

なお、本事業は、対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた廃棄物処理施設の整備を対象としたものではありません。

※廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものは、本制度の対象ではありません。

4 応募について

(1) 応募に際しての要件(下記の①～⑩の要件を、全て満たす場合のみ応募できます。)

- ① 技術開発期間が、3年以内であること。
- ② 既に環境省又は他府省の研究費助成制度による助成を受けている技術開発等と内容及び技術開発者が重複しないこと。
- ③ 応募者(以下、「技術開発者」という。)は、次に掲げる者で技術開発を実施する者であること。
 - イ 民間企業(日本の法人格を有しているもの)
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(附属研究機関を含む。)、高等専門学校
 - ニ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ホ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人
 - ヘ 法律により直接設立された法人
 - ト その他の団体(日本の法人格を有しているもの)
- ④ 技術開発は、共同で行うことも可能であり、共同技術開発者は個人でも差し支えない。なお、技術開発者は、あらかじめ共同技術開発者の承諾を得ること。
- ⑤ 法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。
- ⑥ 既に開発された技術ではないこと。(事前に十分に調査しておくこと。)
- ⑦ 基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。
- ⑧ 廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。
- ⑨ 技術開発のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね1/10程度の最小限の規模であること。
- ⑩ 本事業により設置した施設、整備した機器等は、本技術開発に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。

(2) 応募の手続き

① 申請者について

応募にあたっては、必ず技術開発者である法人（共同で技術開発を行う場合にあっては、代表技術開発者）の代表者が申請してください。

② 応募の方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により申請を行うとともに、添付書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課あて提出（電子メール、郵送、宅配便及び持参）してください。応募を完了するためには、受付期間内に全ての応募手続きを完了しなければなりません。

【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により申請するもの】

イ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業実施計画書

環境省ホームページ

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h23/kobo2/index.html) またはシステムから様式をダウンロードしてください。

【環境省あて提出（電子メール、郵送、宅配便及び持参）するもの】

ロ 各種添付書類（該当しない場合は除く） 各1部

(イ) 共同技術開発の場合、共同技術開発者一覧表及び体制表

住所、氏名、職業を記入のこと（個人以外の場合は、技術開発担当者、経理事務担当者の所属住所、職名、氏名を併せて記入のこと。）

(ロ) 事業実施組織票（各法人等毎）

(ハ) 実証施設概略図

(ニ) 事業実施工程表（記入例参照）

(ホ) 廃棄物処理等のフローチャート

取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。

(ヘ) 事業資金調達総括表（自己資金、借入金等記入）（記入例参照）

(ト) 事業が2年以上に及ぶ場合、実施計画（年度ごとの事業内容、必要経費等記入）

(チ) 法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本であって、応募の日より過去3か月以内に発行されたもの。

(リ) 直近の過去3年分の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(ヌ) 技術開発に係る基礎研究、応用研究が終了していることを示す書類
学術論文の概要書又は学術図書の抜粋等基礎研究、応用研究の成果の概要を示す書類

研究者の所属、氏名を明らかにした数ページ程度の要約書

(ル) 業種等調査

(オ) 研究概要説明書

研究概要を図及び文章で説明したもの（図及び説明の入った事業の概要が解るA4版1ページの説明書）

※ 上記のうち、「チ」「リ」「ル」については、共同技術開発の場合、共同技術開発者分も含む。

（添付書類の提出先）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号（中央合同庁舎5号館26階）
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当
電話 03-3581-3351（内線6857） F A X 03-3593-8263
メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

（書類の提出に当たっての諸注意）

- ◇用紙サイズは、原則としてA4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。
- ◇応募書類は返還致しません。
- ◇郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。
- ◇各書類は白黒で印刷されることを前提に作成してください。
- ◇各書類は原則として日本語で作成してください。
- ◇応募書類の不備による不利益について当方は一切の責任を負いません。

（メールにより提出する際の留意事項）

- ◇全ての各種添付書類を電子ファイルとして作成し、電子メールに添付して送付が可能な方のみ対象とします。
- ◇応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。
- ◇メール件名は、「23次世代応募」（23は半角）としてください。
- ◇メールの本文の最後に、法人名、担当部課名、担当者名及び担当者の連絡先を記入してください。
- ◇応募書類は添付ファイルとしてください。
- ◇添付ファイル名は、法人名を使用し、[j23kasumiga01.doc]（株式会社霞ヶ関の場合）いずれも半角小文字で、[.doc]等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。
また、会社名の前に「j23」を、後に2桁の通し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。
- ◇応募書類は、1つの電子ファイルとして送信してください。
- ◇電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Word形式、Excel形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。
- ◇添付書類についてはPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。
- ◇添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力

小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。

◇当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。

③ 受付期間

平成23年1月14日（金）から2月18日（金）午後5時まで

④ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について

イ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを経由して処理する府省横断的なシステムであり、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

ロ システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受け付けいたします。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けいたします。

循環型社会形成推進科学研究費のホームページ

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html) 及びシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(問い合わせ先)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課研究担当	03-3581-3351（代表）内線6857 e-mail: hairi-haitai@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad） ヘルプデスク	0120-066-877（9:30～17:30） 土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）除く

ハ システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けいたします。操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

システムの利用可能時間帯

平日は、午前6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とし、日曜日は、午後6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯になります。土曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は運用停止いたします。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせ致します。

研究機関の登録

システムを経由して応募する場合、研究者が所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要です。研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをおこなってください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、過去に他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

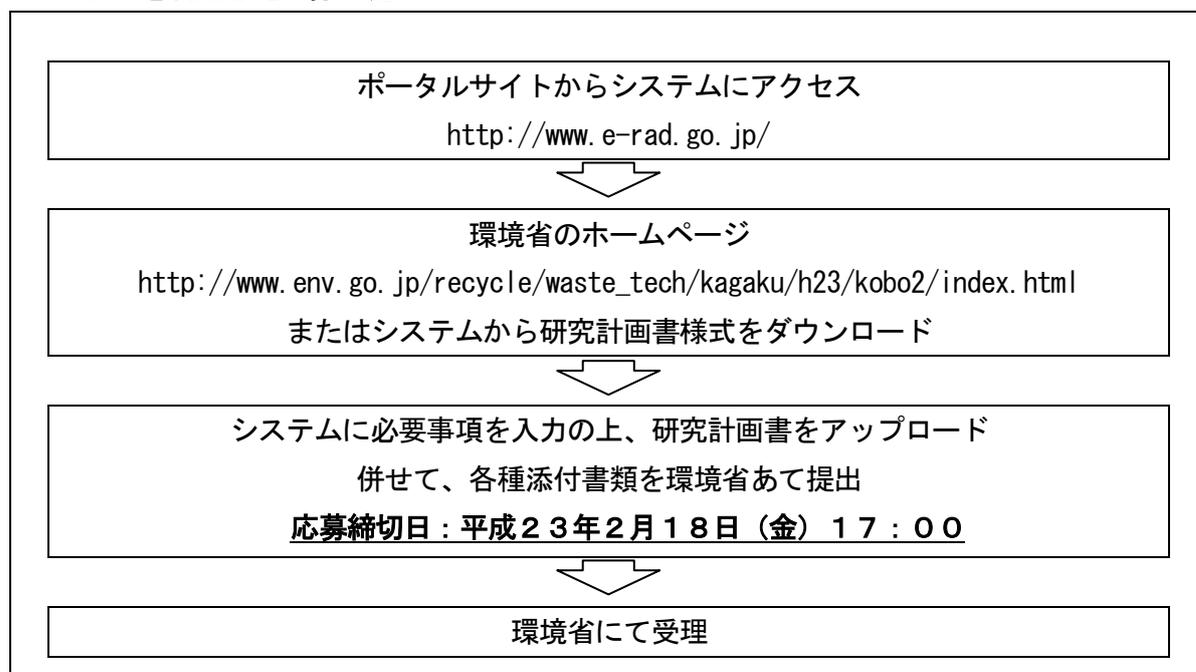
研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供いたします。

二 システムを利用した応募の流れ



ホ 注意事項

- ・システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。

- ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
- ・申請書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式（Excel形式のファイルはあらかじめ、PDF形式に変換しておいてください。）にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、ポータルサイトを参照してください。
- ・申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみといたします。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照してください。公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3MBです。
- ・申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルへ変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があるため、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。
- ・申請書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。提出締切までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。

5 審査及び採択について

（1）採択の概要

- ①新規応募の技術開発課題については実施計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に平成23年3月上旬に実施予定です。
- ②応募された技術開発課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業審査委員会」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。
- ③重点テーマに応募された課題は、採択及び費用配分の面で優遇されることがあります。
- ④「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）において、研究者が自身の研究活動を社会に対して分かりやすく説明する、双方向コミュニケーション活動を積極的に推進するとしているところであることから、研究代表者は研究成果の普及に努めて下さい。
（参考URL）http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa_bessi.pdf
- ⑤採択課題決定の過程で、新たに書類作成を要求する場合があります。その場合は別途当方より詳細の連絡をします。

（2）評価項目

独創性、社会的必要性、実現可能性などの項目について評価します。詳細は「評価制度について」をご覧ください。

（3）採択結果

- ①採択結果は平成23年5月頃に通知する予定です。採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された技術課題については環境省WEBページに技術開発者（共同技術開発者を含む。）及び技術開発の概要等を掲載します。なお、技術開発は採択結果通知を行った後に開始していただく

くこととなりますので、ご留意下さい。

- ②採択後の交付申請、補助金受領、資金管理、実績報告等の事務については、技術開発者である法人が行ってください。

6 助成の内容

(1) 補助対象経費

技術開発に直接必要な費用のみが対象であり、当該技術開発で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、留意してください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

表 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業に関する費目

設 計 費	実証施設等の設計を自ら行う場合に要する経費です。(設計を外注する場合は、外注費に計上)
建 設 費	実証施設等の建設に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
機 械 装 置 購 入 費	実証施設等の構成設備等の購入・据付に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
材 料 費	技術開発に直接必要な材料の購入に直接要する経費です。
物 品 費	技術開発に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。また、リース可能なものはリースにより対応してください。
外 注 費	技術開発者、共同技術開発者以外の者に業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。
旅 費	技術開発者、共同技術開発者及び技術開発指導者に支払う旅費です。国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
印刷製本費	本事業の成果報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
文献購入費	本事業に直接必要となる文献の購入に要する経費です。なお、技術開発者の営業目的等を勘案し、通常備えるべき文献を購入するための経費は除きます。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
光熱水料	技術開発に直接必要な電気料、水道料、ガス料であって、本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費です。
コンピュータ 使 用 料	コンピュータによるデータ解析等を外注する場合の経費です。
試料分析 鑑 定 料	外部分析機関等への委託料です。

備上費	データ整理作業員等の日々（臨時）雇用する単純労務に服する者（アルバイト）に対する賃金です。
技術指導の受入に必要な経費	技術開発指導者等に支払う謝金です。共同技術開発者などの関係者は対象にはなりません。

<補助対象とならない経費>

- ◇技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- ◇技術開発に必要な用地の確保に要する経費
- ◇建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
- ◇会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす事務機器等）の購入
- ◇技術開発に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ◇技術開発中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ◇技術開発により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ◇技術開発に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ◇その他、技術開発の実施に関連性のない経費

(2)補助金の交付

- ①この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。また、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、処分が行われますので十分留意してください。
- ②予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の1/2以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が500万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は3億円以下となります。
- ③補助金の管理は技術開発者が行ってください。
- ④課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができます。

イ 事前調査又は研究方式の決定の困難

施設建設の事前調査段階で、当初予見し得なかった地盤等の自然状況の変化により、当初の技術開発計画を変更せざるを得なくなり、その変更に対応期間を要する場合。

技術開発遂行中の各段階で関連する研究や技術開発の動向を適切に取り込んでいく必要があるが、当初予見し得なかった新たな知見が出現した時に、現状、現象解明を詳細にわたって再調査を行うために相当期間を要する場合。

ロ 計画又は設計に関する諸条件

研究データの収集及び解析過程において予測しがたい事態の発生、派遣研究者や派遣先の事情変更等により、技術開発の遅延を余儀なくされる場合。

また、状況変化に伴う工法等の検討など、やむを得ない理由により当初の技術開発計画又は設計を変更せざるを得なくなり、その変更に対応期間を要する場合。

ハ 気象の関係

実証施設建設や技術開発中において、気象、海象などの自然条件により遅延を余儀なくされ

る場合。

ニ 用地に関する諸条件

実証施設建設予定地において、各自治体との調整が難航するなど施設建設に不測の日数を要し、施設建設が遅延を余儀なくされる場合。

ホ 資材の入手難

特殊な研究機器・資材の不足、特注品の納入遅延、現場への搬入困難など、事業の実施に必要な資材の入手が困難、あるいは人材確保困難となり、その手配調整に不足の日数を要することにより、技術開発の遅延を余儀なくされる場合。

7 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表するとともに、優良なものについては循環型社会形成推進研究推進事業で積極的に成果の普及に努めます。

(3) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。

また、事業終了後5年間、毎年度環境省に事業化状況について報告してください。

(4) 不正な行為について

- ①補助金の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合において、代表研究者又は共同研究者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成19年4月20日改訂環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとることがある。
- ②研究上の不正に関し、環境省では今後、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」に則り、「研究活動における不正行為への対応等について（平成18年11月30日環境省総合環境政策局）」を策定し、本制度で実施する課題に適用するものとしている。従って、今後、本制度における課題の実施において不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、補助金交付の中止等、必要な措置を講ずることがある。
- ③研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日環境省総合環境政策局）に基づき体制の整備を図ること。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択事業については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している事業がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択事業を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、環境省廃棄物対策課研究担当まで、ご連絡ください。

本補助金は、『中小企業技術革新制度（SBIR）』において平成23年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定が見込まれます。「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、支援措置の特例等を受けることができます。

SBIR制度の詳細は、以下のホームページを参照願います。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業支援ポータルサイト「J-Net21」

SBIR 特設サイト「技術開発を支援する！SBIR[中小企業技術革新制度]」

評価制度について

循環型社会形成推進科学研究費補助金による「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」については、環境省に設置する外部有識者等からなる審査委員会における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。評価の概要、項目は次のとおりです。審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。なお、本補助金は、平成23年度に環境省の他の競争的資金と統合し、新名称（環境研究総合推進費）に変更する予定であり、評価制度については、統合に伴う変更の可能性がありますので、ご了承下さい。

（１）事前評価

- 一次審査：実施計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

- ◇**技術開発の独創性**：技術開発の内容が、既存技術と比較して独創性、革新性及び先導性に優れ、当該技術分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇**社会的必要性**：技術開発の目的・目標が社会的要請に合ったもので、開発された技術が市場に受け入れられる見込みがあるか。
- ◇**経済性**：技術開発の内容が経済性に優れ、普及が見込まれるか。
- ◇**計画の妥当性・実現可能性**：実施計画について技術開発の目的・目標を的確かつ効率的に遂行することができ、資金調達に関し十分な経理的基礎を有し、技術開発を完了する見込みがあり、技術開発の内容が実用性及び汎用性を有しており、実現可能なものであるか。

※評価結果については、応募者全員に通知するとともに採択者については技術開発の概要とともに環境省ホームページにて公表します。

（２）中間評価

- 3年間に渡る研究の2年目となる継続課題を対象
- 書類またはヒアリングにより評価し、次年度以降の採否、交付額に反映

（３）事後評価

- 事業終了後に技術開発報告書及びヒアリングにより評価

【評価の項目】

- ◇**目標の達成度**：当初の目標を達成し、十分な成果を得たか。
- ◇**成果の技術的貢献度**：得られた成果が当該技術の発展に十分貢献したか。
- ◇**成果の社会的貢献度**：得られた成果が社会的要請の強い諸問題の解決に資することができたか。

※評価結果については、技術開発の概要とともに環境省ホームページにて公表します。

- ◎ヒアリングにより評価する際のプレゼンテーション及び質疑応答は、原則として、技術開発担当者に日本語により行っていただきます。
- ◎評価方法（書面、ヒアリング）は、応募件数、課題の内容などの状況に応じ変更することがありますので、留意してください。